

# 公益社団法人日本口腔インプラント学会名誉会員規程

## (趣旨)

第1条 公益社団法人日本口腔インプラント学会（以下、「本会」という。）定款第6条第1項第2号に基づく名誉会員の選考は、この規程に定めるところによる。

## (資格)

第2条 名誉会員の推薦を受ける者は、次の各号の全てに該当する者とする。

- 1) 満70歳以上であること。
- 2) 25年以上継続して本会会員であること。
- 3) 本会あるいは口腔インプラント学の発展に著しい貢献があったと認められること。

## (推薦)

第3条 名誉会員の推薦は、理事が別に定める申請書類一式を添えて理事長宛に行うものとする。理事長は総務委員会に選考を依頼する。総務委員会は提出された申請書類を基に選考し、その結果を理事長に答申する。

## (決定)

第4条 前条によって推薦された者は、理事会及び総会の承認を得て決定されなければならない。

## (処遇)

第5条 名誉会員には、年次総会において理事長より名誉会員証を贈る。その他の事項については別に定める。

## (記録)

第6条 名誉会員は終身資格とし、その記録は永久に保存する。ただし、定款第10条による除名処分を受けた場合はこの限りではない。

## (補則)

第7条 この規程を改正する場合には、理事会の議決及び総会の承認を経なければならない。

## (附則)

1. この規程は、公益社団法人日本口腔インプラント学会としての登記の日から施行する。
2. この規程は、平成28年9月16日一部改正し、同日から施行する。
3. この規程は、令和5年6月18日一部改正し、同日から施行する。

\*第6条の「その記録は永遠に保存する」とは、死亡した場合も会員登録は「故〇〇〇〇」として保存することをいう。